NO.	取組み	内容	担当課
2	こども家庭総合 拠点事業の実施	利用者支援事業をはじめ関係機関と連携し、子どもと その家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する必要な 支援に係る業務(相談への対応、情報提供、要支援・ 要保護児童への支援など)を総合的に実施します。	子育て世代包括 支援センター
3	情報の発信	出産・子育てに関する様々な状況において、利用することができる制度の周知を図ります。 広報、ホームページ、SNS、子育てアプリ等各種ツールを活用しつつ、各種事業の開催時の他、様々な機会をとらえ、	こども政策課 幼児教育・保育 課 子育て世代包括 - 本塔 センター
		<u>があるページのみ抜粋しています。</u> 点は下線部で示した赤字箇所を修正しています。	交流プラザ
4	スクールソーワーカー派遣事業	RIG 下級市でホレに亦子国所を参正しています。 格を有するスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけることで、一人ひとりの子どもの学びと育ちを応援していく体制をつくります。	学校教育課
5 新	ヤングケアラーの相談支援	ヤングケアラーは、家族の世話や家事により子どもらしい生活ができなくなるなど、家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族の自覚もなく表面化しにくい構造となっているため、各小中学校と連携し、早期発見に努めます。また、子ども自身や周囲の大人がヤングケアラーへの理解を深め、その存在に気づくことが重要であるため、周知啓発を行い、相談・支援体制を検討していきます。	子育て世代包括 支援センター 学校教育課
6 新	こまき妊娠 SOS 相 談・支援	思いがけない妊娠や望まない妊娠等で、誰にも相談できず一人で悩んでいる方を対象に相談支援を行います。また様々な選択肢を含めた情報提供を行います。	子育て世代包括 支援センター
7	流産・死産の相談・ 支援	流産や死産を経験された方の気持ちに寄り添い、相談 支援を行います。また流産や死産を経験された方が利 用可能な社会資源(産後ケア事業や産婦健康診査等) の情報提供を行います。	子育て世代包括 支援センター
8	こども家庭セン ター機能の整備 【再掲】 ② (児童福祉法等の一部改正に伴い、児童及び妊産婦の 福祉に関する包括的な支援を行うため、関係機関と の連絡調整、必要となる支援体制の整備を図ってい きます。	子育て世代包括 支援センター
9	<u>すくすく子育で応</u> <u>援事業</u>	国の伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の 一体的実施事業の開始に伴い、妊娠期から子育て期 にかけて相談支援体制を充実し、経済的支援を行い ます。	子育て世代包括 支援センター

NO.	取組み	内容	担当課
2	こども家庭総合拠点事業の実施	利用者支援事業をはじめ関係機関と連携し、子どもと その家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する必要な 支援に係る業務(相談への対応、情報提供、要支援・ 要保護児童への支援など)を総合的に実施します。	子育て世代包括 支援センター
3	情報の発信	出産・子育てに関する様々な状況において、利用することができる制度の周知を図ります。 広報、ホームページ、SNS、子育てアブリ等各種ツールを活用しつつ、各種事業の開催時の他、様々な機会をとらえ、情報の発信を行います。	こども政策課 幼児教育・保育 課 子育て世代包括 支援センター 多世代交流ブラザ
4 新	スクールソーシャル ワーカー派遣事業	貧困やネグレクト*といった家庭環境に要因がある児童生徒の問題行動事案について、社会福祉士などの資格を有するスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけることで、一人ひとりの子どもの学びと育ちを応援していく体制をつくります。	学校教育課
5 新	ヤングケアラーの相談支援	ヤングケアラーは、家族の世話や家事により子どもらしい生活ができなくなるなど、家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族の自覚もなく表面化しにくい構造となっているため、各小中学校と連携し、早期発見に努めます。また、子ども自身や周囲の大人がヤングケアラーへの理解を深め、その存在に気づくことが重要であるため、周知啓発を行い、相談・支援体制を検討していきます。	子育て世代包括 支援センター 学校教育課
6 新	こまき妊娠 SOS 相 談・支援	思いがけない妊娠や望まない妊娠等で、誰にも相談できず一人で悩んでいる方を対象に相談支援を行います。また様々な選択肢を含めた情報提供を行います。	子育て世代包括 支援センター
7	流産・死産の相談・ 支援	流産や死産を経験された方の気持ちに寄り添い、相談 支援を行います。また流産や死産を経験された方が利 用可能な社会資源(産後ケア事業や産婦健康診査等) の情報提供を行います。	子育て世代包括 支援センター
8	こども家庭センター機能の整備【再掲】	児童福祉法等の一部改正に伴い、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うため、関係機関との連絡調整、必要となる支援体制の整備を図っていきます。	子育て世代包括 支援センター

施策3 経済的支援策の充実

現状と課題

- 〇非正規雇用の拡大などの全国的な社会情勢を背景として、子育て世代が経済的な課題を抱えるケースが多くなっています。経済的な事情を理由に自身が理想としている人数の子どもを持たない人も多くなっており、今後の少子化に向けても、子育て世代に対して金銭的負担の軽減を図っていく必要があります。
- ○物価高騰などの影響により子育で世代の負担が一層増加しており、より手厚い子育で支援が求められています。
- 〇本市では、高校生等までの児童を対象に、医療機関等を受診された際の、保険診療における自己負担額を助成します。
- ○アンケートによると、どのようなことがあればもっと子どもがほしいと思うかについて、 「将来の教育費に対する補助」「妊娠・出産に伴う医療費の補助」が高く、経済的な負担の 軽減が求められます。

●●●●●●●●●●●●● 市民からのおたより ●●●●●●●●●●●●

- ・高校や大学等の学費に対する不安があります。幼保無償化はとてもありがたくほっとしました。今後、高等教育に対しても経済的な支援があると、これからの未来を担う子ども達が家庭の経済状況に左右されず、自分の描いた道を歩める社会になれば、もっとより良い社会になるのではと思います。〈アンケート〉
- ・中学校卒業まで医療費無料がありがたい。〈こまき子育て Café〉
- ・3人目以降の幼稚園・保育園の保育料金が無料になるのは、小牧市の自慢したいと ころです。〈こまき子育て Café〉

施策の方向性

子育て家庭において、家計に占める子育てのコストの負担が過重にならないよう、国の制 度適用に加えて市独自の支援を強化し、必要な経済的支援措置を講じます。

■具体的な取組み

NO.	取組み	内容	担当課
1 新	幼児教育・保育の無償化	国の実施する幼児教育・保育の無償化*に加え、市独自の制度として O歳児から2歳児までの保育料の無償化と第3子以降の子どもの副食費の免除を実施します。 新制度未移行の幼稚園を利用している同一生計世帯の子どものうち、第3子以降の子どもの保育料の無償化上限額 25,700 円(月額)を超えた額を補助します。	幼児教育・保育 課

45

施策3 経済的支援策の充実

現状と課題

- 〇非正規雇用の拡大などの全国的な社会情勢を背景として、子育て世代が経済的な課題を抱えるケースが多くなっています。経済的な事情を理由に自身が理想としている人数の子どもを持たない人も多くなっており、今後の少子化に向けても、子育て世代に対して金銭的負担の軽減を図っていく必要があります。
- 〇本市では、高校生等までの児童を対象に、医療機関を受診された際の医療保険適用後の自 己負担額を助成します。
- Oアンケートによると、どのようなことがあればもっと子どもがほしいと思うかについて、「将来の教育費に対する補助」「妊娠・出産に伴う医療費の補助」が高く、経済的な負担の 軽減が求められます。

- 高校や大学等の学費に対する不安があります。幼保無償化はとてもありがたくほっとしました。今後、高等教育に対しても経済的な支援があると、これからの未来を担う子ども達が家庭の経済状況に左右されず、自分の描いた道を歩める社会になれば、もっとより良い社会になるのではと思います。〈アンケート〉
- ・中学校卒業まで医療費無料がありがたい。〈こまき子育て Café〉
- ・3人目以降の幼稚園・保育園の保育料金が無料になるのは、小牧市の自慢したいと ころです。〈こまき子育て Café〉

施策の方向性

子育て家庭において、家計に占める子育てのコストの負担が過重にならないよう、国の制度適用も含めて、必要な経済的支援措置を講じます。

■具体的な取組み

NO.	取組み	内容	担当課
1	幼児教育・保育の無償化	国の実施する幼児教育・保育の無償化*に加え、市独自の制度として第3子以降の子どもの副食費を免除します。 新制度未移行の幼稚園を利用している同一生計世帯の子どものうち、第3子以降の子どもの保育料の無償化上限額25,700円(月額)を超えた額を補助します。	幼児教育•保育 課

NO.	取組み	内容	担当課
2	幼児教育・保育の無 償化に伴う給付の 円滑な実施	保護者の利便性等を考慮しながら、対象施設における制度の周知と、公正かつ適正な支給の確保に努めます。また、立入調査への同行等、県との連携や情報共有を図りながら施設等の確認及び指導監督を適切に行います。	幼児教育•保育 課
3	実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設*等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用、給食の副食費(新制度未移行の幼稚園対象)等を助成します。	幼児教育•保育 課
4 充 実	子ども医療費の助成	高校生等までの児童を対象に、医療機関等を受診され た際の、保険診療における自己負担額を助成します。	保険医療課
5	児童手当の支給	中学校卒業までの児童を養育している保護者を対象 に、児童手当を支給します。	こども政策課
6	私立高等学校等 授業料補助	私立高等学校等に通学されている家庭の負担を軽減 するため、所得の状況に応じて授業料の一部を助成し ます。	学校教育課
7	就学援助費の支給	経済的な理由で就学が困難な児童または生徒の保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。	学校教育課
8	奨学交付金の支給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	向学心に富み、かつ経済的に恵まれない生徒に対し、 高等学校等に入学する際の準備金を支給します。	学校教育課
9	児童クラブ保護者 負担金の減免	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、負担金を減免 します。また多子世帯に対しても減免を行います。	こども政策課
10	小中学校給食費 無償化	保護者が同一生計の子どもを2人以上扶養している 場合で、小牧市立小中学校に通う第2子中学生、第3 子以降の学校給食費を <u>恒久的に</u> 無償化します。	学校給食課
11 新	公共施設等におけることも料金の改定	公共施設等におけるこども料金の基本的な考え方を 整理し、改正に向けた検討を行います。	財政課
12 \$fi	すくすく子育で応 援事業【再掲】	国の伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の 一体的実施事業の開始に伴い、妊娠期から子育て期 にかけて相談支援体制を充実し、経済的支援を行い ます。	子育て世代包括 支援センター

46

NO.	取組み	内容	担当課
2	幼児教育・保育の無 償化に伴う給付の 円滑な実施	保護者の利便性等を考慮しながら、対象施設における制度の周知と、公正かつ適正な支給の確保に努めます。また、立入調査への同行等、県との連携や情報共有を図りながら施設等の確認及び指導監督を適切に行います。	幼児教育•保育 課
3	実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設 [*] 等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用、給食の副食費(新制度未移行の幼稚園対象)等を助成します。	幼児教育・保育 課
4	子ども医療費の助成	高校生等までの児童を対象に、医療機関を受診された際の医療保険適用後の自己負担額を助成します。	保険医療課
5	児童手当の支給	中学校卒業までの児童を養育している保護者を対象 に、児童手当を支給します。	こども政策課
6	私立高等学校等 授業料補助	私立高等学校等に通学されている家庭の負担を軽減 するため、所得の状況に応じて授業料の一部を助成し ます。	学校教育課
7	就学援助費の支給	経済的な理由で就学が困難な児童または生徒の保護 者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。	学校教育課
8	奨学交付金の支給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	向学心に富み、かつ経済的に恵まれない生徒に対し、 高等学校等に入学する際の準備金を支給します。	学校教育課
9	児童クラブ保護者 負担金の減免	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、負担金を減免 します。また多子世帯に対しても減免を行います。	こども政策課
10	小中学校給食費 無償化	市立小中学校に通う第3子以降の学校給食費を無償 化します。	学校給食課
11 新	公共施設等におけることも料金の改定	公共施設等におけるこども料金の基本的な考え方を 整理し、改正に向けた検討を行います。	財政課

保育園の適正配置・整備の基本的な考え方

①これまでの経過と今後の方向性

公立保育園の民営化は、平成 22 年3月に策定し、平成 27 年3月に改訂した「小牧市立保育園運営計画*(改訂版)」により計画的に進めてきました。公立保育園の民営化は、多様な保育の推進とそれに必要な人材の確保が柔軟に行えること、公立と民間との相乗効果等により市全体の保育の質の内容が向上することへの期待、財政面では国・県からの補助金による市の負担が軽減できるというメリットから、平成 22 年度以降の 10 年間に概ね半数程度を民営化するとしています。

民営化対象園は、建築年次等からしばらく建替えや大規模改修を行う必要がないと考えられる保育園の中から選定しました。

その結果、概ね計画どおりに民営化を進めることができ、これまでに6園(村中保育園、 味岡保育園、レイモンド小牧保育園(旧第三保育園)、みなみ保育園、篠岡保育園、一色保 育園)を民間移管しました。

民営化を継続する場合には、東部地区、中部地区、西部地区の各地区内のバランスを考慮した私立保育園の配置と、公立保育園の施設の老朽化対策、つまり、公立保育園の統合等による新たな適正配置・整備も必要となります。

現在、公立保育園の建替えには国の補助制度がなく、市が建替える場合には、市の財政 負担は過大となります。国の補助制度を活用するには、民間事業者が建替える必要があり ます。

このような状況を踏まえ、公立保育園の民営化ではなく、公募による民間事業者の私立 保育園の新設や公立保育園の統廃合等も含め検討することにより、全体の半数程度を私立 保育園とし、民間活力の活用も想定した保育園の適正配置・整備を推進し、今後の保育サービスをより一層充実していきます。

また、少子化が進行する一方で、近年保育需要は増えており、特に〇歳から2歳までの 低年齢児の保育需要が増えている中で、待機児童を解消すべく、遊戯室を保育室として使 用している保育園が多数あります。また、休日保育、一時保育、延長保育など、多様な保育 ニーズも増えており、それらに対応した施設整備を行う必要があります。

市内に21 園ある認可保育園のうち、14 園が築40 年以上経過しており、保育室の確保やバリアフリー化など、多様な保育ニーズに対応するため、築40 年以上の施設については、将来の保育需要を見込みながら計画的に建替えや統廃合を検討します。

さらに、O歳児から2歳児までの保育料の無償化に伴い、入園を希望する保護者の更な る増加が見込まれることから、建替えや統廃合の検討を加速し、保育ニーズに応える保育 環境の整備に努めます。

保育園の適正配置・整備の基本的な考え方

①これまでの経過と今後の方向性

公立保育園の民営化は、平成 22 年3月に策定し、平成 27 年3月に改訂した「小牧市立保育園運営計画*(改訂版)」により計画的に進めてきました。公立保育園の民営化は、多様な保育の推進とそれに必要な人材の確保が柔軟に行えること、公立と民間との相乗効果等により市全体の保育の質の内容が向上することへの期待、財政面では国・県からの補助金による市の負担が軽減できるというメリットから、平成 22 年度以降の 10 年間に概ね半数程度を民営化するとしています。

民営化対象園は、建築年次等からしばらく建替えや大規模改修を行う必要がないと考えられる保育園の中から選定しました。

その結果、概ね計画どおりに民営化を進めることができ、これまでに6園(村中保育園、 味岡保育園、レイモンド小牧保育園(旧第三保育園)、みなみ保育園、篠岡保育園、一色保 育園)を民間移管しました。

民営化を継続する場合には、東部地区、中部地区、西部地区の各地区内のバランスを考慮した私立保育園の配置と、公立保育園の施設の老朽化対策、つまり、公立保育園の統合等による新たな適正配置・整備も必要となります。

現在、公立保育園の建替えには国の補助制度がなく、市が建替える場合には、市の財政 負担は過大となります。国の補助制度を活用するには、民間事業者が建替える必要があり ます。

このような状況を踏まえ、公立保育園の民営化ではなく、公募による民間事業者の私立 保育園の新設や公立保育園の統廃合等も含め検討することにより、全体の半数程度を私立 保育園とし、民間活力の活用も想定した保育園の適正配置・整備を推進し、今後の保育サービスをより一層充実していきます。

また、少子化が進行する一方で、近年保育需要は増えており、特に〇歳から2歳までの 低年齢児の保育需要が増えている中で、待機児童を解消すべく、遊戯室を保育室として使 用している保育園が多数あります。また、休日保育、一時保育、延長保育など、多様な保育 ニーズも増えており、それらに対応した施設整備を行う必要があります。

市内に 21 園ある認可保育園のうち、14 園が築 40 年以上経過しており、保育室の確保 やバリアフリー化など、多様な保育ニーズに対応するため、築 40 年以上の施設について は、将来の保育需要を見込みながら計画的に建替えや統廃合を検討します。

施策2 多様な幼児教育・保育ニーズに応える支援の推進

現状と課題

- ○核家族化の進行や、雇用・勤務形態の変化等により、延長保育や休日保育など、保育ニー ズは複雑化・多様化しています。
- ○子ども・子育て支援新制度^本においては、地域型保育給付^本の創設により、多様な主体による保育の実施を促進しています。また、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供できる体制を整備するため、保護者の就労に関わらず利用できる「幼保連携型認定こども園」の普及促進等、教育・保育の一体的提供のための取組みを強化しています。
- ○保育士確保が一層困難になっており、保育士の働き方改革や処遇改善などにより、魅力と 働きがいのある職場づくりが求められています。
- ○アンケートによると、「認定こども園」の利用状況が 1.7%であるのに対して、無償化^{*}した場合の利用意向は 27.1%と高くなっています。

- ・教育や保育にかかわる施設や設備の整備を推進してほしい。〈アンケート〉
- 乳児から預けられる保育園が少なく、公立の保育園での乳児の受け入れを増やして ほしい。〈アンケート〉
- ・職員の質の向上(研修実施等)の充実が必要。〈保育・地域資源把握調査〉
- ・小学校との情報の共有の充実が必要。〈保育・地域資源把握調査〉

施策の方向性

多様化する保育ニーズに対応するため、一時保育や延長保育、休日保育の充実を図ります。 保護者の安心を確保するため、現行の研修体制を見直し、教育・保育指針に基づいた研修計画を策定し、質の高い教育・保育サービスの提供を図ります。

また、就学前施設と小中学校との連携を推進するため、幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校が参加する「幼年期教育連携推進会議」の充実を図ります。

■具体的な取組み

NO.	取組み	内容	担当課
1	幼児教育・保育の 無償化 【再掲】	国の実施する幼児教育・保育の無償化*に加え、市独自の制度として <u>○歳児から2歳児までの保育料の無償化と</u> 第3子以降の子どもの副食費 <u>の免除を実施します。</u> 新制度未移行の幼稚園を利用している同一生計世帯の子どものうち、第3子以降の子どもの保育料の無償化上限額 25,700円(月額)を超えた額を補助します。	幼児教育•保育 課

施策2 多様な幼児教育・保育ニーズに応える支援の推進

現状と課題

- ○核家族化の進行や、雇用・勤務形態の変化等により、延長保育や休日保育など、保育ニーズは複雑化・多様化しています。
- ○子ども・子育て支援新制度^{*}においては、地域型保育給付^{*}の創設により、多様な主体による保育の実施を促進しています。また、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供できる体制を整備するため、保護者の就労に関わらず利用できる「幼保連携型認定こども園」の普及促進等、教育・保育の一体的提供のための取組みを強化しています。
- ○保育士確保が一層困難になっており、保育士の働き方改革や処遇改善などにより、魅力と 働きがいのある職場づくりが求められています。
- ○アンケートによると、「認定こども園」の利用状況が 1.7%であるのに対して、無償化*した場合の利用意向は 27.1%と高くなっています。

●●●●●●●●●●●●● 市民からのおたより ●●●●●●●●●●●

- 教育や保育にかかわる施設や設備の整備を推進してほしい。〈アンケート〉
- ・乳児から預けられる保育園が少なく、公立の保育園での乳児の受け入れを増やして ほしい。〈アンケート〉
- ・職員の質の向上(研修実施等)の充実が必要。〈保育・地域資源把握調査〉
- ・小学校との情報の共有の充実が必要。〈保育・地域資源把握調査〉

施策の方向性

多様化する保育ニーズに対応するため、一時保育や延長保育、休日保育の充実を図ります。 保護者の安心を確保するため、現行の研修体制を見直し、教育・保育指針に基づいた研修計画を策定し、質の高い教育・保育サービスの提供を図ります。

また、就学前施設と小中学校との連携を推進するため、幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校が参加する「幼年期教育連携推進会議」の充実を図ります。

■具体的な取組み

NO	取組み	内容	担当課
1	幼児教育・保育の 無償化 【再掲】	国の実施する幼児教育・保育の無償化*に加え、市独自の制度として第3子以降の子どもの副食費を免除します。 新制度未移行の幼稚園を利用している同一生計世帯の子どものうち、第3子以降の子どもの保育料の無償化上限額25,700円(月額)を超えた額を補助します。	幼児教育・保育 課
2	保育サービスの充実	保育ニーズの変化に対応するため、一時保育や延長保育、休日保育など、多様な保育サービスを実施します。	幼児教育•保育 課

NO.	取組み	内容	担当課
2	保育サービスの 充実	保育ニーズの変化に対応するため、一時保育や延長保育、休日保育など、多様な保育サービスを実施します。	幼児教育•保育 課
3	教育・保育の質の向上	教育・保育の質の向上、幼稚園教諭・保育士・保育教諭*の専門性の向上、質の高い人材の安定的な確保のため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の処遇などの改善や研修体制の充実に積極的に取組みます。タブレット端末などのICT機器の配備や保育支援システムの導入など、保育園環境の向上を図ります。併せて保育園の建替え、統合や民営化を検討し、保育士の適正配置に努めます。また、安定的な給食提供体制を整えるため、調理業務等の委託を推進します。	幼児教育•保育 課
4	私立幼稚園への 支援	私立幼稚園が園の振興と幼児教育の増進を図るために実施する事業や、私立幼稚園連合協議会が人材育成のために実施する情報交換や研修などの各種事業を支援します。	幼児教育•保育 課
5	認定こども園化の支援	私立幼稚園の認定こども園化に向け、事業者に対する 支援を行います。	幼児教育•保育 課
6	小中学校との連携の推進	幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校が参加する幼年期教育連携推進会議での検討を踏まえながら、幼児教育・小中学校教育の連携の強化と質の向上への取組みを推進します。	幼児教育•保育 課
7 新	保育園等の公私格 差の是正	私立保育園等の保育士不足の解消や、モチベーション 向上を図り、安全安心でより良い保育サービスを提供 するため、新たな補助制度を創設します。	幼児教育•保育 課
8 新	土曜日の共同保育の実施	働き方改革や処遇改善などを推進し、保育士がやりがいを持って働き続けることのできる職場環境を整備するとともに、安定的な保育体制を整えるため、土曜日の共同保育を実施します。	幼児教育•保育 課



NO.	取組み	内容	担当課
3	教育・保育の質の向上	教育・保育の質の向上、幼稚園教諭・保育士・保育教諭*の専門性の向上、質の高い人材の安定的な確保のため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の処遇改善や研修体制の充実に積極的に取組みます。 タブレット端末などのICT機器の配備や保育支援システムの導入など、保育園環境の向上を図ります。併せて保育園の建替え、統合や民営化を検討し、保育士の適正配置に努めます。また、安定的な給食提供体制を整えるため、調理業務等の委託を推進します。	幼児教育•保育 課
4	私立幼稚園への 支援	私立幼稚園が園の振興と幼児教育の増進を図るために実施する事業や、私立幼稚園連合協議会が人材育成のために実施する情報交換や研修などの各種事業を支援します。	幼児教育•保育 課
5	認定こども園化の支援	私立幼稚園の認定こども園化に向け、事業者に対する 支援を行います。	幼児教育・保育 課
6	小中学校との連携 の推進	幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校が参加する幼年期教育連携推進会議での検討を踏まえながら、幼児教育・小中学校教育の連携の強化と質の向上への取組みを推進します。	幼児教育•保育 課
7	保育園等の公私格 差の是正	私立保育園等の保育士不足の解消や、モチベーション 向上を図り、安全安心でより良い保育サービスを提供 するため、新たな補助制度を創設します。	幼児教育・保育 課
8 新	土曜日の共同保育の実施	働き方改革や処遇改善などを推進し、保育士がやりがいを持って働き続けることのできる職場環境を整備するとともに、安定的な保育体制を整えるため、土曜日の共同保育を実施します。	幼児教育•保育 課



NO.	取組み	内容	担当課
2 元実	妊婦健康診査事業	母子ともに健康で、安全・安心に出産を迎えられるよう、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康管理を支援します。(多胎妊婦は妊婦健康診査受診票を5枚追加交付)	子育て世代包括 支援センター
3	離乳食教室	離乳食教室を開催し、各時期に応じた適切な離乳ができるよう指導・助言を行います。	保健センター
4 新	産前産後ヘルパー事業	妊娠中から産後6ヶ月(双子以上の場合は12ヶ月)にかけて、母親の体調不良などの理由により家事を行うことが困難で、家族からの援助も十分受けられない場合に、市が委託する事業者からヘルパーを自宅に派遣し、家事の援助を行います。	子育て世代包括 支援センター
5 新	妊娠期の支援講座の開催	妊娠期を中心に妊婦、親子が参加できる支援講座を開催することで、子育ての孤立化を防ぎ、育児の楽しさが感じられるよう支援します。また、妊産婦だけでなく、妊婦の家族や父親が参加できる講座も開催し、育児参加を支援します。	子育て世代包括 支援センター
6 新	こまき祖父母手帳	今と昔の育児の違いや祖父母世代が利用できる相談窓口・社会資源等を周知し、祖父母世代の孫育てを支援します。	子育て世代包括 支援センター
7 新	こまき巡回バス 「こまくる」のマ タニティフリーパ スの配布	妊産婦を対象にこまき巡回バス「こまくる」を無料で 乗車することができるフリーパスを配布し、妊産婦の 外出を支援します。	子育て世代包括 支援センター
12 新	<u>すくすく子育で応</u> 援事業【再掲】	国の伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の開始に伴い、妊娠期から子育て期にかけて相談支援体制を充実し、経済的支援を行います。	子育て世代包括 支援センター



61

NO.	取組み	内容	担当課
2 充実	妊婦健康診査事業	母子ともに健康で、安全・安心に出産を迎えられるよう、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康管理を支援します。(多胎妊婦は妊婦健康診査受診票を5枚追加交付)	子育て世代包括 支援センター
3	パパママ教室・ 離乳食教室	パパママ教室を開催し、安心して妊娠・出産・育児にのぞめるよう支援するとともに、家族が一緒に子育てをする気持ちづくりの手助けをします。また、離乳食教室を開催し、各時期に応じた適切な離乳ができるよう指導・助言を行います。	保健センター
4 新	産前産後ヘルパー事業	妊娠中から産後6ヶ月(双子以上の場合は12ヶ月) にかけて、母親の体調不良などの理由により家事を行うことが困難で、家族からの援助も十分受けられない 場合に、市が委託する事業者からヘルパーを自宅に派遣し、家事の援助を行います。	子育て世代包括 支援センター
5 新	妊娠期の支援講座の開催	妊娠期を中心に妊婦、親子が参加できる支援講座を開催することで、子育での孤立化を防ぎ、育児の楽しさが感じられるよう支援します。また、妊産婦だけでなく、妊婦の家族や父親が参加できる講座も開催し、育児参加を支援します。	子育て世代包括 支援センター
6 新	こまき祖父母手帳	今と昔の育児の違いや祖父母世代が利用できる相談窓口・社会資源等を周知し、祖父母世代の孫育てを支援します。	子育て世代包括 支援センター
7	こまき巡回バス 「こまくる」のマ タニティフリーパ スの配布	妊産婦を対象にこまき巡回バス「こまくる」を無料で 乗車することができるフリーパスを配布し、妊産婦の 外出を支援します。	子育て世代包括 支援センター



NO.	取組み	内容	担当課
2	産後ケア事業	産後、母親の体調不良や育児不安があり家族から十分 な援助が受けられない産後 12 ヶ月末満の母子を対象に、市と契約している産婦人科医療機関等で、心身のケアや育児サポートなどきめ細やかな支援(ショートステイ、デイケア、アウトリーチ) を実施します。併せて流産・死産を経験された方も利用することができることを周知します。	子育て世代包括 支援センター
3	乳児家庭全戸訪問事業	育児をスタートしたばかりの不安の大きい時期に保 健連絡員*等が訪問し、親子の成長を見守るとともに、 必要な家庭に対し専門的、継続的支援につなげます。	保健センター
4	養育支援訪問事業	育児支援が必要な方を対象に助産師が訪問し、継続的 な支援を進めます。	子育て世代包括 支援センター
5	保健師・栄養士・ 歯科衛生士による 訪問	育児不安の軽減を図るために訪問し、必要な支援を実施します。	保健センター
6	乳幼児健康診查• 歯科健康診查	ほぼ全ての親子と会うことができる健康診査において、疾病の早期発見のみならず乳幼児の心と体の成長・発達を保護者と確認するとともに、育児支援に視点をおいた健康診査を進めます。	保健センター
7	母親歯科健康診査	産後、口腔内環境が悪化しやすい母親に対し、歯科疾患の早期発見、早期治療を図るとともに、子どもへの感染予防を図るため、母親を対象とした歯科健診を行います。	保健センター
8	予防接種	適切な時期に予防接種ができるように個別通知を行い、感染の恐れのある疾病の罹患予防及び蔓延の予防を図ります。	保健センター
9 元実	アニバーサリー 事業	「アニバーサリー事業」として、子育て世代包括支援センター*及び市内児童館*において1歳のお誕生日の節目に絵本等をプレゼントし、その機会に情報提供や育児相談を行い、必要に応じて関係機関と連携して継続支援します。	子育て世代包括 支援センター
10	自己肯定感の醸成	「世界でかけがえのない たったひとつの大切な命」であることを自分自身が知り、ありのままの自分を受け入れ、いのちを大切にできるよう、市内の小中学校において「小牧市生と性のカリキュラム*」を推進するとともに、地域や乳幼児を持つ保護者にも働きかけます。	保健センター
11 新	すくすく子育て心 援事業【再掲】	国の伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の開始に伴い、妊娠期から子育て期にかけて相談支援体制を充実し、経済的支援を行います。	子育て世代包括 支援センター

63

NO.	取組み	内容	担当課
2	産後ケア事業	産後、母親の体調不良や育児不安があり家族から十分 な援助が受けられない産後 12 ヶ月未満の母子を対象に、市と契約している産婦人科医療機関等で、心身のケアや育児サポートなどきめ細やかな支援(ショートステイ、デイケア、アウトリーチ) を実施します。併せて流産・死産を経験された方も利用することができることを周知します。	子育て世代包括 支援センター
3	乳児家庭全戸訪問 事業	育児をスタートしたばかりの不安の大きい時期に保健連絡員*等が訪問し、親子の成長を見守るとともに、必要な家庭に対し専門的、継続的支援につなげます。	保健センター
4	養育支援訪問事業	育児支援が必要な方を対象に助産師が訪問し、継続的 な支援を進めます。	子育て世代包括 支援センター
5	保健師・栄養士・ 歯科衛生士による 訪問	育児不安の軽減を図るために訪問し、必要な支援を実施します。	保健センター
6	乳幼児健康診查• 歯科健康診査	ほぼ全員の親子と会うことができる健康診査において、疾病の早期発見のみならず乳幼児の心と体の成長・発達を保護者と確認するとともに、育児支援に視点をおいた健康診査を進めます。	保健センター
7	母親歯科健康診査	産後、口腔内環境が悪化しやすい母親に対し、歯科疾患の早期発見、早期治療を図るとともに、子どもへの感染予防を図るため、母親を対象とした歯科健診を行います。	保健センター
8	予防接種	適切な時期に予防接種ができるように個別通知を行い、感染の恐れのある疾病の罹患予防及び蔓延の予防を図ります。	保健センター
9	アニバーサリー 事業 坐	「アニバーサリー事業」として、子育て世代包括支援 センター*及び市内児童館*において1歳のお誕生日 の節目に絵本等をプレゼントし、その機会に情報提供 や育児相談を行い、必要に応じて関係機関と連携して 継続支援します。	子育て世代包括 支援センター
10	自己肯定感の醸成	「世界でかけがえのない たったひとつの大切な命」であることを自分自身が知り、ありのままの自分を受け入れ、いのちを大切にできるよう、市内の小中学校において「小牧市生と性のカリキュラム*」を推進するとともに、地域や乳幼児を持つ保護者にも働きかけます。	保健センター

■量の見込みと確保の内容

単位(人)

<2号認定>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,179	2,256	2,217	2,296	2,303
②確保の内容	2,344	2,339	2,339	2,339	2,339
2-1	165	83	122	43	36

<3号認定:0歳児>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		142	147	<u>147</u>	<u>151</u>	<u>162</u>
②確保の内	②確保の内容		161	164	164	<u>176</u>
rh =0	保育園・認定こども園	103	103	103	103	103
内 訳	地域型保育	57	58	61	61	<u>73</u>
2-1		18	14	<u>17</u>	<u>13</u>	<u>14</u>

<3 号 額	限定:1~2歳児>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		871	902	908	940	<u>970</u>
②確保の内	②確保の内容		986	984	984	<u>1010</u>
± =0	保育園・認定こども園	745	750	750	750	750
内 訳	地域型保育	237	236	234	234	<u>260</u>
2-1		111	84	76	44	40

量の見込みと確保の内容(提供体制)

人口推計では、東部地区、西部地区の対象年齢の子どもは減少傾向、中部地区は横ばい傾向となっていますが、アンケート結果及びアンケート結果に基づく推計から保育ニーズ量の増加が予測されたため、令和5年度末に就労状況を80%と見込む場合の係数及び現状を踏まえた補正を行っています。

補正の結果、令和2年度から令和6年度の間、各地区ともに「2号認定」は増加の見込みとなっています。

「3号認定(O歳児)」、「3号認定(1~2歳児)」については、東部地区、西部地区は横ばい、中部地区は増加の見込みとなっています。

各地区ともに、計画期間内においては、想定した量の見込みを上回る提供体制(定員)を確保しており、「確保の内容(提供体制)」として、地区ごとに記載をしています。

■量の見込みと確保の内容

単位(人)

<	2号認定>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	<u>\</u>	2,179	2,256	2,217	2,296	2,303
②確保の内	容	2,344	2,339	2,339	2,339	2,339
2-1		165	83	122	43	36
<3号	·認定:0歳児>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	込み	142	147	152	157	163
②確保の内容		160	161	164	164	164
-th =0	保育園・認定こども園	103	103	103	103	103
内 訳	地域型保育	57	58	61	61	61
2-1		18	14	12	7	1
<3号認定:1~2歳児>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		871	902	908	940	944
②確保の内容		982	986	984	984	984
th =0	保育園・認定こども園	745	750	750	750	750
内 訳	地域型保育	237	236	234	234	234

量の見込みと確保の内容(提供体制)

2)-(1)

人口推計では、東部地区、西部地区の対象年齢の子どもは減少傾向、中部地区は横ばい傾向となっていますが、アンケート結果及びアンケート結果に基づく推計から保育ニーズ量の増加が予測されたため、令和5年度末に就労状況を80%と見込む場合の係数及び現状を踏まえた補正を行っています。

84

111

76

44

40

補正の結果、令和2年度から令和6年度の間、各地区ともに「2号認定」は増加の見込みとなっています。

「3号認定(O歳児)」、「3号認定(1~2歳児)」については、東部地区、西部地区は横ばい、中部地区は増加の見込みとなっています。

各地区ともに、計画期間内においては、想定した量の見込みを上回る提供体制(定員)を確保しており、「確保の内容(提供体制)」として、地区ごとに記載をしています。

●中部地区

■利用実績推移(各年度4月1日現在の利用実績)

単位(人)

<2	<2号認定>		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
=1 == /=	量の見込み	1,088	1,093	1,078	1,168	1,218	
計画値	確保の内容	1,128	1,128	1,128	1,212	1,412	
5		1,060	1,095	1,116	1,125	1,126	
<3号談	定:0歳児>	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度	
計画値	量の見込み	46	45	45	52	60	
可四個	確保の内容	57	63	63	88	97	
5		33	36	36	44	43	
<3号認 定	ዸ:1~2歳児>	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度	
計画値	量の見込み	459	458	457	495	500	
計画地	確保の内容	491	523	523	525	570	
実績値		436	467	457	459	512	
		·	·	·	·	·	

■量の見込みと確保の内容 単位(単位(人)
<	2号認定>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	<u>\</u>	1,327	1,374	1,371	1,421	1,425
②確保の内	容	1,452	1,447	1,447	1,447	1,447
2-1		125	73	76	26	22
<3号	·認定:O歳児>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	<u>し</u> み	98	102	103	105	<u>117</u>
②確保の内	容	111	112	115	115	<u>127</u>
内 訳	認定こども園・保育園	54	54	54	54	54
Na KA	地域型保育	57	58	61	61	<u>73</u>
2-1		13	10	12	10	10
<3号部	限定:1~2歳児>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	込み	567	588	592	614	<u>642</u>
②確保の内容		640	644	642	642	<u>668</u>
т =0	認定こども園・保育園	403	408	408	408	408
内 訳	地域型保育	237	236	234	234	<u>260</u>
2-1		73	56	50	28	26

●中部地区

■利用実績推移(各年度4月1日現在の利用実績)

単位(人)

<2号認定>		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
=1 == /=	量の見込み	1,088	1,093	1,078	1,168	1,218
計画値	確保の内容	1,128	1,128	1,128	1,212	1,412
3	実績値	1,060	1,095	1,116	1,125	1,126
<3号部	定:0歳児>	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	46	45	45	52	60
可凹地	確保の内容	57	63	63	88	97
3		33	36	36	44	43
<3号認 定	2:1~2歳児>	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	459	458	457	495	500
計画順	確保の内容	491	523	523	525	570
3	実績値		467	457	459	512

■量の見込みと確保の内容

単位(人)

<2号認定>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,327	1,374	1,371	1,421	1,425
②確保の内	容	1,452	1,447	1,447	1,447	1,447
2-1		125	73	76	26	22
<3号認定:0歳児>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	み	98	102	103	105	105
②確保の内	容	111	112	115	115	115
	認定こども園・保育園	54	54	54	54	54
内訳	地域型保育	57	58	61	61	61
2-1		13	10	12	10	10
<3号認	定:1~2歳児>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	♪ み	567	588	592	614	616
②確保の内容		640	644	642	642	642
内 訳	認定こども園・保育園	403	408	408	408	408
7/i KN	地域型保育	237	236	234	234	234
2-1		73	56	50	28	26



確保の内容(提供体制)

令和2・3年度は、一色保育園、岩崎保育園、本庄保育園、味岡保育園、山北保育園、レイモンド小牧保育園、第二保育園、じょうぶし保育園、さくら保育園、大山保育園、みなみ保育園の保育園 11 園、とやまこども園の認定こども園1園及び、地域型保育施設 17 施設で確保します。

令和6年度は、新たな地域型保育施設2園を加えることにより確保します。



確保の内容(提供体制)

令和2・3年度は、一色保育園、岩崎保育園、本庄保育園、味岡保育園、山北保育園、レイモンド小牧保育園、第二保育園、じょうぶし保育園、さくら保育園、大山保育園、みなみ保育園の保育園 11 園、とやまこども園の認定こども園1園及び、地域型保育施設 17 施設で確保します。

